

地域再生計画による地域創生の推進について

1 地域再生計画について

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく制度で、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組。

地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施にあたり、財政、金融等の支援措置を活用することができる。

平成 28 年 4 月に地域再生法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 30 号）が施行され、地方創生推進交付金等の制度が創設された。

2 本県分の地域再生計画の認定について

「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」のうち、先駆性の高いものを中心に活用を図り、戦略の目指す姿を早期に発現するという考え方のもと、去る平成 28 年 12 月 13 日に内閣府から下記の二つの地域再生計画の認定を受けた。

ピワイチ推進プロジェクト

(1) 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県、大津市、草津市、守山市、高島市、東近江市、米原市

(2) 地域再生計画の区域

滋賀県の全域

(3) 地域再生計画の目標

ア 自転車によるびわ湖一周「ピワイチ」をはじめ、県内各地を自転車で巡るための環境整備を進め、交流人口や宿泊客数の増加により、地域経済の活性化へ寄与する。

イ 琵琶湖やこれを取り巻く山々や自然を有し、環境に優しい交通利用を推進する滋賀県として、自然との共生、公共交通＋自転車、健康増進により地域が活力に満ち溢れる姿を目指す。

ウ 「ピワイチ」をきっかけに自転車利用が進むことにより、交流人口の増加をはじめとした地域の活性化が進み、新しい「豊かさ」が感じられる滋賀を創造する。

(4) 地域再生を図るために行う事業

ハード・ソフト面において、安全・安心に自転車を楽しむために必要な基盤や施設の整備、人材の育成を加速し、幅の広い利用者に対して自転車マナーやルール、リスク管理の徹底を図るとともに、観光コンテンツの魅力向上、周遊ルートの開発、発信を強化することで、ピワイチ・自転車観光の楽しさが一層県内外に浸透し、交流人口を増加させる。

このため、具体的には、次に掲げる事業を実施する。

①ピワイチルート等の案内標示や安全安心な道路環境等の整備

②商業施設や公共施設、観光スポット、交通機関、地元受入旅行会社等におけるサイクリスト受入れのための拠点整備

③自転車利用者に向けた交通法規の遵守を目的とする交通安全の啓発活動

- ④広域的なレンタサイクル環境の強化および電動アシストなどのレンタル自転車の導入
- ⑤自転車損害賠償保険の加入など、安全に自転車を利用するための条例の理解促進への取組
- ⑥走行車調査、利用環境調査等、観光への自転車利用に関する調査・研究
- ⑦自転車の利用促進および観光に資する各種イベントの開催や情報環境の整備
- ⑧各市町やメディア、旅行会社等と連携した、旅行者がイメージしやすいルートの特案
- ⑨スポーツ自転車等の整備が可能で、自転車観光の魅力を伝えられるツアーガイド等の育成
- ⑩ツアー造成も視野に入れた、国内外への「ピワイチ」自転車観光と巡る先の魅力の発信

(5) 重要業績評価指標 (KPI) および目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
延べ宿泊者数	370 万人	385 万人	400 万人
延べ観光入込客数	4,800 万人	4,900 万人	5,000 万人
観光消費額	1,640 億円	1,670 億円	1,700 億円

	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
延べ宿泊者数	400 万人	400 万人
延べ観光入込客数	5,000 万人	5,000 万人
観光消費額	1,700 億円	1,700 億円

(6) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日

(7) 地方創生推進交付金実施計画における平成 28 年度の主な事業

(単位：千円)

事業名	事業費
○「ピワイチ」安全・安心な自転車利用に係る環境整備	
安全・安心な自転車利用促進事業【滋賀県】	12,350
○「ピワイチ」誘客促進に向けた魅力の向上と発信事業	
ロングライド開催事業【高島市】	1,300
観光素材魅力向上(日本遺産資源調査事業)【東近江市】	1,000
ピワイチを支える拠点整備事業【米原市】	6,720

琵琶湖モデル・水環境ビジネス推進プロジェクト

(1) 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県

(2) 地域再生計画の区域

滋賀県の全域

(3) 地域再生計画の目標

国立環境研究所の一部機能移転を契機として、企業、大学、研究機関の連携を強化し、技術開発力を向上させるとともに、市場開拓を行い、水環境ビジネス等を推進することで、地域イノベーションの創出につなげる。また、企業、大学、研究機関の間に太いパイプを作り、あらゆる主体が連携できる環境を整え、イノベーションエコシステムを構築する。

(4) 地域再生を図るために行う事業

ア 共同研究

- ・「しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会（仮称）」において、国立環境研究所琵琶湖分室（仮称）、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、滋賀県水産試験場が中心となって、新たな水質管理の手法、水草の適正管理、在来魚介類の回復に関する研究を実施し、研究成果等を琵琶湖の抱える課題解決や水環境ビジネス等に活用する。
- ・企業、大学、研究機関等が連携して共同研究を行い、技術、ノウハウ、経験を共有することで、水環境の課題解決に精通するプロフェッショナル人材を育成する。

イ 技術開発等に係るニーズとシーズのマッチング

- ・琵琶湖の水質、水文、生物等に関するモニタリング結果、研究成果等を保存・閲覧するデータベースを設置する。
- ・マッチングのための情報交換会、技術開発相談会の開催、水環境ビジネスに関するセミナーを開催する。

ウ 海外展開等

- ・アジア市場を重点に、現地の水環境課題に応じて、その解決に適した技術や製品、ノウハウ等を有する複数の県内企業によりチームを組成し、相手国機関・企業に対し、包括的なソリューションを提案しながらビジネスマッチングを進め、現地の公共・民間機関へのいわゆる「スペック・イン（県内企業の有する技術やノウハウを発注時の仕様で反映させる）」を図り、ビジネス案件の受注を通じて、水環境ビジネスに取り組む県内企業の商機拡大や新分野進出を目指す。

(5) 重要業績評価指標（KPI）および目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
「しが水環境ビジネス推進フォーラム」活動を通じた商談件数	200 件	200 件	200 件
水環境ビジネス関連プロジェクト（パイロット事業）創出件数	3 件	3 件	3 件
琵琶湖の水草	5 km ³ 減少	5 km ³ 減少	5 km ³ 減少

	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
「しが水環境ビジネス推進フォーラム」活動を通じた商談件数	200 件	200 件
水環境ビジネス関連プロジェクト（パイロット事業）創出件数	3 件	3 件
琵琶湖の水草	5 km ² 減少	

(6) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日

(7) 地方創生推進交付金実施計画における平成 28 年度の主な事業

(単位：千円)

事業名	事業費
① 「しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会（仮称）」の立ち上げ 分科会開催のための会場使用料等	410
② 共同研究	
共同研究および分科会運営の拠点設置に係る備品および研究機器購入費等	22,570
在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究	28,600
在来魚介類の資源回復を促すための実証的放流試験	13,998

◎各プロジェクトにおける地方創生推進交付金対象事業額（第 2 回申請分）〔滋賀県分〕

・ピワイチ推進プロジェクト	1 事業	12,350 千円	(交付決定額 6,175 千円)
・琵琶湖モデル・水環境ビジネス推進プロジェクト	4 事業	65,578 千円	(交付決定額 32,789 千円)
計	5 事業	77,928 千円	(交付決定額 38,964 千円)